

11月25日(水)～12月1日(火)  
犯罪被害者週間

犯罪被害者などが、被害から立ち直り、平穩に過ごせるようになるためには、地域の人々の理解と配慮、それに基づく協力が重要です。犯罪被害者などの置かれている立場や、支援の重要性・必要性を認識し、理解を深めましょう。

また、警察では犯罪被害者へのカウンセリングや弔慰金支給などを行っています。

- 県犯罪被害者相談窓口  
☎029・301・7830
- いばらき被害者支援センター  
☎029・232・2736
- 土浦警察署警務課  
☎821・0110

12月1日(火)～15日(火)  
年末の交通事故防止県民運動

年末は、日没時間が年間を通じて最も早く、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故の多発が懸念されます。また、忘年会など、飲酒をする機会が増えることにより、飲酒運転による事故が発生する可能性が高くなります。

閩生活安全課 ☎内線2490

交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図りましょう。

スローガン

一杯の  
お酒で狂う  
目と心

運動の重点

- ・ 子どもと高齢者の交通事故防止
- ・ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- ・ 飲酒運転の根絶

横断歩道での歩行者優先を守りましょう

横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるときは、横断歩道の前で一時停止する「横断歩道における歩行者優先」が道路交通法で定められています。

また、信号機のない横断歩道の手前には、道路標識や路面標示が設置されているので、見落とさないように注意しましょう。

12月4日(金)～10日(木)は **人権週間** です 閩水戸地方法務局 ☎029-227-9919

昭和23(1948)年12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたことを記念し、毎年12月10日が「人権デー」と定められました。法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」としています。

人権は自分と同じように他の人にもあるということを理解するとともに、お互いに相手の立場を尊重し、豊かな人間関係をつくりましょう。

特設人権相談

- ☐12月10日(木) 午前10時～午後3時
- ☑都和公民館
- ☑家庭内・近隣問題、いじめ・差別問題などで日頃から悩んでいることや、困っていることの相談を、人権擁護委員がお受けします。
- ☑総務課 ☎826-1111 内線2330

一人一人が人権を尊重しましょう ～令和2年度啓発活動強調事項～

- ・ 女性の人権を守ろう
- ・ 子どもの人権を守ろう
- ・ 高齢者の人権を守ろう
- ・ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ・ 同和問題(部落差別)を解消しよう
- ・ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 外国人の人権を尊重しよう
- ・ HIV感染者などに対する偏見や差別をなくそう
- ・ ハンセン病患者・元患者、その家族に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ・ インターネットによる人権侵害をなくそう
- ・ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ・ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ・ 性的指向および性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- ・ 人身取引をなくそう
- ・ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう